

議事（１）役員等に対する経費

1 現行制度

役員等に対する経費（人件費、報償費、旅費）は、助成対象外経費とする。
ただし、スタートアップ助成は、助成金の1/2を上限としてこれを対象とする。

※「役員等」とは

NPO法人では理事と幹事、任意団体では代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされている者で、団体登録及び助成申請のときに提出する「役員等名簿及び照会承諾書（様式第3号）」に記載されているもの。

2 課題

小中規模の団体は、役員等が一般の団体所属員と同様にスタッフとして活動しており、現行の役員等に対する制限は、団体所属員内に不公平さを生じさせている。

3 改正案

- ・役員等に対する制限を廃止し、事業にかかる人件費等はすべて対象と認める。
- ・人件費等（人件費、報償費、旅費）の合計は、助成対象経費の1/2を上限とする。
- ・団体所属員に対する報償費を認めないものとする。

4 改正理由

役員等と一般の団体所属員を区別して助成対象外経費とすることは、団体の現状から適当ではないと考えられるため、これを廃止するとともに、条件の緩和によって人件費等が締める割合が大きくなるように、その合計が助成対象経費の1/2を超えないよう定めたい。

また、報償費は第三者に支払われるべき経費であるため、改めてこれを明記したい。